

法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直しに関する意見

2018年（平成30年）3月15日

日本弁護士連合会

本年2月14日に公示された意見募集「法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直しについて」に関し、以下に各具体的方策（案）に対する意見を述べる。

(1) 規則第247条第1項第2号に規定する法定相続情報一覧図の記載内容のうち、規則第247条第1項第2号に規定する相続人に係る被相続人との続柄の記載については、現状、被相続人の子であれば、実子であるか養子であるかにかかわらず「子」と記載しているところ、これを「長男」、「長女」、「養子」など、原則として戸籍に記載される続柄を記載することとする(記載案について別添のとおり)。

これにより、被相続人の実子であるか養子であるかを確認する必要がある相続手続での利用を可能とする。

【意見】

- 1 養子を区別できる記載とすることには賛成する。実子について、「長男」、「長女」などの記載を必須、あるいは原則とすることには、反対する。実子については、原則として「実子」と記載することとするべきである。
- 2 実子について、「長男」、「長女」など戸籍に記載されている続柄のとおり記載した法定相続情報一覧図（以下「一覧図」という。）を添付して証明の申出があった場合は、これに基づく証明を認める。

【理由】

- 1 (1) 養子であるか実子であるかの確認が必要となる相続手続としては、相続税の申告の際に、戸籍事項証明書等に代えて法定相続情報証明書（以下「証明書」という。）を添付する場合が想定されているものと考えられる。養子の人数により、相続税の基礎控除額が異なることから、戸籍に代えて法定相続情報証明書の提出で足りるようにするには、「養子」である場合にはそのことを明示した記載にすることが必要である。
- (2) 相続登記手続をはじめとして、相続税申告その他の相続手続において、異父

母の兄弟姉妹ではない限り子相互間(代襲・再転相続の場合は、同じ株の内部。)で法定相続分には違いがないから、戸籍の続柄欄に記載されている「長男」, 「長女」, 「二男」, 「子」といった長幼, 性別, 婚外子か否かまで確認する必要はない。

したがって、相続人中に嫡出でない子が含まれることなどや、性同一性障害に対する配慮などセンシティブな問題も発生する可能性もあるにもかかわらず、「長男」, 「長女」, 「二男」, 「子」の確認ができる記載とまで必須化する必要はなく、養子との区別の意味で「実子」と記載すれば、相続手続への利用範囲を拡大することにおいて支障はない。

それで支障がないのであれば、これまで戸籍上や住民票上の記載において改善が図られてきたこと¹について、今になってその方向に逆行することのないよう、婚外子差別の解消の観点から、一覧図では、「長男」, 「長女」といった記載とすることを求めず、原則として「実子」と記載すべきである。

- (3) 相続税申告書には続柄を記載する欄があり、金融機関等での相続手続の際の書式にも続柄を記載する欄がある。しかしながら、これらの続柄欄は、法定相続分の違いを判別するために記載が求められているのであるから、これらの書式においても、「実子」と記載すれば足りる。

現在の相続税申告書の記載例では、続柄欄は「長男」, 「長女」などとされており、金融機関の書式の記載例もそのような記載となっているものもあると思われるが、証明書において「実子」と記載されその利用が拡大すれば、「実子」という記載で足りる取扱いが定着することになり不都合はない。

- (4) 「実子」という記載は、表記のうえでは戸籍の続柄欄とは一致しないことになるとしても、例えば、一覧図に代襲相続が含まれる場合、「孫」は「長男」, 「長女」といった記載はされず「孫」という記載になるのであるから、戸籍の続柄欄と一致させなければならない理由はない。

- (5) 戸籍上の続柄欄の表記方法も、(1) の改善に伴い変遷してきたが、表記を改めてほしいとの申出がないままであれば統一されていない状況にあるところ、その実質的内容が同一である場合であってもわざわざ戸籍上の表記に合わせる必然性もなく、どのような表記をすべきかについて、かえ

¹ 参考:

法務省ホームページ「戸籍における嫡出でない子の父母との続柄欄の記載の変更について」
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji66.html>

自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長宛ての通知「住民票における世帯主との続柄の記載方法の変更に伴う事務の取扱いについて」(平成6年12月15日自治振第233号)

http://www.another-family.jp/02_info/ABAB1.pdf

東京地方裁判所平成16年3月2日判決・訟務月報51巻3号549頁

東京高等裁判所平成7年3月22日判決・判例時報1529号29頁

判例タイムズ874号82頁

って混乱が生じることも考えられる。

2 前記1のとおり、「実子」と記載することとすべきではあるが、現在使用されている相続手続に関わる書式の記載例では、「長男」、「長女」などの記載があり、提出先から、記載例に沿った証明書を求められる可能性もなくはない。相続手続先において「実子」と記載すれば足りる取扱いが定着するまでの間、申出人が、一覧図に「実子」と記載せず、「長男」、「長女」と記載してきた場合に、一覧図の書き直しを求めることまではせず、そのまま証明することを認めることも利用範囲の拡大につながると考えられる。

(2) 規則第247条第1項第1号の規定により、法定相続情報一覧図には被相続人の最後の住所を記載することとしているところ、これに加え、申出人の任意により、被相続人の最後の本籍を記載することができることとする（記載案について別添のとおり。）。

これにより、被相続人の最後の本籍を確認する必要がある相続手続での利用を可能とする。

【意見】

賛成する。

【理由】

本方策は、法定相続情報証明制度が新設される際、当連合会から求めていた事項である。

各種相続手続においては、被相続人の最後の本籍を明らかにすること（最後の本籍の記載があること）が必要とされることもあり、そのような場合に、一覧図に本籍を記載することができることとし、利用者が改めて戸除籍等の収集・提出を余儀なくされるといった手間を生じさせないことが、本制度が各種相続手続において広く利用されるためには重要である。

(3) 規則第37条の3の規定により、表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることとしている。

この場合に、規則第247条第4項の規定により当該写しに相続人の住所が記載されている場合には、登記官は、当該写しをもって、当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報としても取り扱って差し支えないこととする。

【意見】

賛成する。

【理由】

規則第37条の3の規定により、一覧図の写しを提供することにより、戸籍事項証明書等の提出が不要となる。相続人の住所は、一覧図への必要的記載事項ではなく任意に記載することができるが、住所の記載があれば、別に住民票を添付する必要がない制度にすることは、利用促進のためには欠かせない。

以上